

この定期予防接種を受けられる方は、以下の説明書をお読みください。

新型コロナウイルス感染症定期予防接種 説明書

大垣市では、予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症定期予防接種を実施しています。対象は、市内に住民票のある下記の方です。

- ① 65 歳以上の方
- ② 60 歳以上 65 歳未満で、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に重い障がいがある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方（身障手帳 1 級所持者）

ただし、本予防接種は希望される場合に行うもので接種の義務はありません。

また、市が行う接種は、定期接種実施期間内につき 1 回です。

それ以上接種される場合は、任意接種となりますので、各医療機関等にお尋ねください。

今年度、定期接種実施期間より前に、任意で新型コロナウイルス感染症予防接種を接種している場合は、接種間隔に留意する必要がありますので、前回の接種日と接種したワクチンの種類をご確認のうえ、医療機関へご相談ください。

1. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症を発症すると、熱や咳など風邪に似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人もいますが、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、重症化する場合があります。

2. 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

新型コロナウイルス感染症予防接種は、新型コロナウイルス感染症の重症化予防に対する有効性が確認されています。また、流行している株に対応したワクチンを用いることで、発症予防効果も期待されます。ただし、本ワクチンの接種を受けても、発症等を完全には予防できないため、引き続き手洗いや換気等の適切な感染防止に努めましょう。

3. 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシー※があります。接種後に気になる症状があった場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。

※アナフィラキシーとは、接種後 30 分ほどまでに生じるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、声が出にくい、息苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

ごく稀ですが、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動悸、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

（裏面もお読みください）

また、ごく稀ですが、mRNA ワクチン接種後にギラン・バレー症候群が報告されています。接種後、手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

4. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

予診票は、予防接種の可否を決める大切な情報源です。基本的には、接種を受けるご本人が、健康状態や今までの病気について正しく記入してください。

(2) 予防接種を受けることができない方

- ① 明らかに発熱のある方（37.5℃以上の方）
- ② 重篤な急性の病気にかかっていることが明らかな方
- ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる症状を起こしたことがあることが明らかな方
(以前に新型コロナウイルス感染症予防接種を受けたとき、上記のような症状が認められた方は、同一の成分を含むワクチンを用いた接種を受けることはできません)
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した方

(3) 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方

- ① 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
- ② 今までに免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ③ 心臓血管系、じん臓、肝臓や血液の病気、発育障害等の病気を持っている方
- ④ 今までに予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方
- ⑤ 今までにけいれんを起こしたことがある方
- ⑥ 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方

5. 予防接種後の注意

- (1) 接種後24時間は副反応（健康状態の変化）の出現に注意し、特に、接種直後30分以内は急激な健康状態の変化に注意が必要です。
- (2) 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるように注意しましょう。
- (3) 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化がありましたら速やかに医師の診察を受けましょう。
- (4) 予防接種当日の入浴は差し支えありません。

6. 予防接種健康被害救済制度について

厚生労働大臣が認定した場合、健康被害救済制度による給付が行われます。予防接種後に気になることがある場合は、医師にご相談ください。

担当：大垣市保健センター 電話 75-2322